

山口県中小企業制度融資のご利用にあたって

1 山口県中小企業制度融資について

県内に所在する中小企業者等の皆さまが事業資金を必要とし、金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が皆さまの債務の公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、中小企業の資金繰りをサポートしています。（ご希望に沿えない場合があります。）

2 ご利用いただける方（次の要件等をすべて満たしていること）

(1) 規 模：資本金、従業員数のいずれかが適合している中小企業者

業 種	資本金又は出資の総額	従業員数
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※ ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は資本金又は出資の総額及び従業員数については、県経営金融課のHPで御確認ください。
※ 事業協同組合など、特別の法律により設立された組合や 特定非営利活動法人（NPO 法人）も原則、対象となります。

(2) 業 種：農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種（一部、業種によっては対象外）

(3) 事業歴：県内に事業所を有し、6 月以上継続して事業を行っていること（一部の資金は要件を緩和）

※ 「ビジネスモデル再構築支援資金」（融資対象のうち計画の承認等を要する場合）の対象となる「特定事業者」の規模は別途、県経営金融課のHPでご確認ください。

3 金 利 固定金利

4 保証料率「山口県信用保証料率低減事業補助金」により保証料の負担軽減を図っています。（年%）

責任共有制度対象	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
引下げ（軽減）率	△0.45	△0.41	△0.36	△0.32	△0.27	△0.23	△0.19	△0.14	△0.11
保証料率(制度融資)	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有制度対象外	④	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
引下げ（軽減）率	△0.44	△0.40	△0.36	△0.32	△0.27	△0.22	△0.18	△0.14	△0.10
保証料率(制度融資)	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

(1) 中小企業者の財務要因等を考慮して、①～⑨区分のいずれかの信用保証料率を適用します。なお、「経営力強化支援資金」は、1 区分低い保証料率を適用し、また、「事業承継支援資金」の一部については、経営者保証コーディネーターにより事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた場合には、年0.09～0.70%の保証料率を適用します。

(2) 創業関連保証^{*1}、再挑戦支援保証、経営安定関連保証、災害関係保証等に該当する場合は上表に関わらず、年0.65%を適用します。

※1 「創業応援資金（一般枠）」については、山口県信用保証協会の協力で、より低い保証料率（年0.5%）が適用される場合があります。

(3) 「経営安定資金（伴走支援枠）」（市町長の認定がある場合）に係る保証料率は、年0.85%^{*2}（経営者保証免除対応の場合、0.20%を上乘せします）。

※2 0.15%に相当する額を県が補助し、0.65%に相当する額を国が補助します（経営者保証免除対応の場合、0.85%に相当する額を国が補助します）。⇒事業者実質負担は、年0.05%となります。

(4) 「経営安定資金（伴走支援枠）」（市町長の認定がない場合）に係る保証料率は、年0.45%～1.90%^{*3}の保証料率を適用します。

※3 年0.11～0.45%に相当する額を県が補助し、0.25～0.75%に相当する額を国が補助します。（経営者保証免除対応の場合、国補助分について0.20%を上乘せします）。⇒事業者実質負担は、年0.09～0.70%となります。

(5) 「事業再生支援資金」に係る保証料率は、県経営金融課のHPでご確認ください。

【責任共有制度】

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両社が連携して、中小企業者等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援など中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。（信用保証協会80%、金融機関20%）

※ 小規模企業支援小口資金など、信用保証協会が100%保証するものがあります。詳しくは、中面をご覧ください。どうか、山口県信用保証協会にお尋ねください。

5 お申込み先

県内の各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金の県内店、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合、山口県中小企業団体中央会（組合事業資金のみ）

6 お問い合わせ先（以下のほか、各市町、商工会議所、商工会等でもご相談に応じています。）

山口県商工労働部 経営金融課 金融支援班	山口市滝町1-1		TEL 083-933-3188 FAX 083-933-3209
山口営業店	山口市中央4丁目5-16	山口県商工会館内	TEL 083-921-3091
下関支店	下関市岬之町8-11		TEL 083-223-6231
宇部支店	宇部市島町3丁目6-18		TEL 0836-21-7361
周南支店	周南市緑町1丁目75-2		TEL 0834-31-5060
柳井支店	柳井市中央2丁目15-1	柳井市商工会館内	TEL 0820-22-0560
岩国支店	岩国市今津町1丁目18-1	岩国商工会館内	TEL 0827-21-5125
萩支店	萩市大字唐樋町50		TEL 0838-25-2010

（参考）「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済計画の見直しに係る信用保証料を支援します

内容	対象期間	お問い合わせ先
「新型コロナウイルス感染症対応資金(R2～3年度)」の返済計画の見直し(据置期間延長など条件変更)により追加で生じる信用保証料	令和4年1月1日から令和4年12月31日までの条件変更実行分	同資金の融資を受けている金融機関

令和4年度 山口県中小企業制度融資のご案内

やまぐちサポート融資

区 分	令和4年度の主な制度改正等
拡充 経営安定資金（伴走支援枠）	コロナの影響を受けた中小企業者の経営改善の取組を支援（令和4年2月に融資限度額を引上げ、令和4年度も継続）
拡充 創業応援資金	融資限度額や融資対象を拡充し、コロナ禍において新たな分野への創業に果敢に挑戦する中小企業者を支援
創設 ビジネスモデル再構築支援資金	中小企業者が厳しい経営環境に直面しながらも、業態転換などコロナの影響から脱却するための事業再構築の取組を支援

例えば、こんなときにご利用ください（詳細については中面参照）

目 的	資 金	番 号
経営基盤の強化	大規模設備投資、販売量増大のための設備投資	産業活性化資金 ①
	太陽光パネルなどの設置	再生可能エネルギー導入資金 ②
	新たに従業員を雇用して事業拡大	雇用創出支援資金 ③
	女性が働きやすい職場環境の整備	若年者雇用促進資金 ④
	観光施設の整備拡充等	女性活躍応援資金 ⑤
	経営の円滑化、組合の長期事業資金	おいでませ山口観光振興資金 ⑥
創業・新事業	新たに事業を開始〔事業開始後5年未満まで〕	事業円滑化資金 ⑦
	事業承継のために必要な資金	組合事業資金 ⑧
	D×推進に必要な設備資金等	創業応援資金 拡充 ⑨
	業態転換等によるビジネスモデルの再構築	（一般枠、再チャレンジ枠）
	海外販路の開拓・拡大	事業承継支援資金 ⑩
小規模	小規模企業の長期の事業資金	D×対応支援資金 ⑪
	仕入、賞与支給等、一時的事業資金【通年利用可】	ビジネスモデル再構築支援資金 創設 ⑫
		海外ビジネス展開支援資金 ⑬
経営安定等	経営の安定や改善、事業の再生	小規模企業支援資金 ⑭
		小規模企業支援小口資金 ⑮
		短期サポート資金 ⑯
		経営安定資金 拡充 ⑰
		（一般枠、伴走支援枠）
		経営支援特別資金 ⑱
		経営力強化支援資金 ⑲
	事業再生支援資金 ⑳	

山 口 県

令和4年度山口県中小企業制度融資一覧表（令和4年4月1日現在）

※1 融資利率の()書きは責任共有制度対象外（裏面参照）となるものに適用されます。 ※2 保証料率の詳細は裏面参照。 ※3 融資期間の()書きは据置期間（融資期間の内数）です。

資金名		融資の対象	融資限度額（千円）	融資利率 ^{※1} （年%）	保証料率 ^{※2} （年%）	融資期間 ^{※3} （年以内）	保証人	担保	備考
経営基盤強化資金	① 産業活性化資金	・産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	事前に商工会議所等の推薦が必要な場合あり
		・設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大を図るため ・商店街施設（商店街を構成する個店を含む）における店舗の改装や空き店舗利用のための改修等		5年以内 2.0 (1.8) 5年超 2.1 (1.9) 10年超 2.3 (2.1)					商店街施設に係るものについては、事前に市町長の推薦が必要
		・産業構造の転換・高度化、人口定住促進等に資する大規模で先進的な工場の整備等 ・地域の中核となるような商業・サービス業等の大規模施設の整備等		5年以内 2.0 (1.8) 5年超 2.1 (1.9) 10年超 2.3 (2.1) ※(標準)の利率+0.3%					保証付きの場合は、山口県信用保証協会の定めるところによる。 保証無しの場合は、取扱金融機関の定めるところによる。
	② 再生可能エネルギー導入資金	・再生可能エネルギー設備等を導入するために必要な資金	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8) ※(標準)の利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	一定の要件を満たせば「地球温暖化対策施設等整備資金」（環境政策課所管）の利用が可能
	③ 雇用創出支援資金	・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるもの ・全体の雇用の減少を伴わずに、令和4年4月以降に県内の新規学卒未就職者（新卒3年以内）又は山口ごとセンター登録者等を1人以上常用労働者として雇用し、又は今後6ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるもの ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの等		5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)					等が必要とする資金
	④ 若年者雇用促進資金	・雇用の減少を伴わずに、2人以上の若年者を常用労働者として雇用*する中小企業者等が必要とする資金		5年以内 1.2 (1.0) 5年超 1.3 (1.1)					
	⑤ 女性活躍応援資金	・女性が働きやすい職場環境づくりのための雇用環境の改善等 ・女性の職場における活躍促進のための環境づくり等（女性活躍推進法の一般事業主行動計画の実施に伴うものに限る）	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	※令和4年4月1日以降の県内外の若年者（新規学卒者等）の雇用等が対象 ※「やまぐち子育て応援企業」、「やまぐちイクメン応援企業」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者」に限る。
	⑥ おいでませ山口観光振興資金	・宿泊施設などの観光施設の整備拡充 ・県内の観光振興に資する事業	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	事前に市町長、商工会議所等、中央会又は一般社団法人山口県観光連盟の推薦が必要
⑦ 事業円滑化資金	・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要とする資金	200,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.4 (2.2) 10年超 2.5 (2.3)	-					
⑧ 組合事業資金	・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金	250,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.0 (1.8) 5年超 2.1 (1.9) ※(標準)の利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76					運転 5 (6月) 設備 10 (1年)
創業・新事業展開支援資金	⑨ 創業支援資金	一般枠 【責任共有制度対象外資金】	35,000	5年以内 1.3 [1.0] 5年超 1.4 [1.1] 【】書きは、令和3年4月1日以前に県外から移住し、県内で、創業予定又は創業後6月以内のものに限る。	すべて保証付き 0.65 (融資対象③、④の一部については0.5%となる場合あり)	10 (1年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	創業関連保証の対象であることが必要 ※認定特定創業支援事業（市町等が実施）の支援を受けた場合、※1はそれぞれ「6月以内」となる
		再チャレンジ枠 【責任共有制度対象外資金】		・再起業を行うとするもの又は既に再起業しているもの（法人成を含む）（いずれも申込時点で過去の廃業等の日から5年を経過していないものに限る）、早期転換・再挑戦支援窓口を設置する商工会議所等の推薦を受けたものが必要とする資金	5年以内 1.5 5年超 1.6				すべて保証付き 0.65
	⑩ 事業承継支援資金	・中小企業者の経営を承継するため、以下のものが必要とする資金等 ①中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の規定による認定を受けたもの ②事業引継ぎ支援センター設置団体の推薦を受けたもの ・信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの 上記に該当し、かつ、以下の①から④までの要件をすべて満たすこと等 ①資産超過であること、②EBITDA有利負債倍率〔(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)〕が1.0倍以内であること、③法人・個人の分離がなされていること、④返済緩和している借入金がないこと	200,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	-
	⑪ DX対応支援資金	・DX推進に取り組む中小企業者等が必要とする資金	100,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	-
	⑫ ビジネスモデル再構築支援資金	■業態転換や事業多角化など事業再構築促進関連【中小企業者等】 ・国や県、市町が交付する補助金等のつなぎ資金や継ぎ足し資金 ・原材料や生産技術等の転換など、新たな事業に取り組み、経営の生産性や付加価値向上につながるもの等（経営行動計画作成） ・SDGsの趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築（上記に係るもの）（経営行動計画を作成） ■付加価値・生産性向上による企業の成長促進関連【特定事業者】 ・地域経済牽引計画事業、経営革新のための事業、経営力向上に係る事業を実施するもの（いずれも計画の承認等が必要）		5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	-
⑬ 海外ビジネス展開支援資金	・海外市場販路拡大等事業計画書に基づき、経済成長が著しいアジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開するために必要な資金	10,000	1.7 (1.5)		運転 5 (1年)		必要に応じて徴求	-	
支小規模企業支援資金	⑭ 小規模企業支援資金	・小規模企業（常用雇用者数が20人（商業・サービス業の場合は5人*）以下）が必要とする資金	40,000 (セーフティ保証5号対象者は80,000)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	※一部業種については、別に定めあり
	⑮ 小規模企業支援小口資金 【責任共有制度対象外資金】	・小規模企業（常用雇用者数が20人（商業・サービス業の場合は5人*）以下）が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付融資の残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円以下となるもの	20,000	5年以内 1.5 5年超 1.6	すべて保証付き 0.40~1.76	10 (1年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	原則不要	小口零細企業保証制度対象資金 ※一部業種については、別に定めあり
	⑯ 短期サポート資金	・商品仕入、諸決済又は賞与支給等のため、一時的に必要なとする資金	8,000 (不況業種は10,000組合は48,000)	1.9 (1.7) ※(標準)の利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 6月	保証付きの場合は、山口県信用保証協会が定めることによる。 保証無しの場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求	-
経営安定支援資金	⑰ 経営安定資金	一般枠	80,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	連鎖倒産防止分は取引先が指定再生手続開始申立等事業者に指定されていることが必要 ※連鎖倒産防止分及び商工会議所等推薦分は原則として担保不要
		伴走支援枠							・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき市町長の認定を受けたもの ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたもので売上高等の減少率が15%以上 ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたもので、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少（「売上減少要件確認書」により売上要件を確認） ※市町長の認定がない場合でも「売上減少要件確認書」により一定の売上要件を満たせば融資対象となる
	⑱ 経営支援特別資金	・売上げの減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等が、経営の合理化等により業況回復を図るために必要な資金	80,000		すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)		必要に応じて徴求	-
	⑲ 経営力強化支援資金 【責任共有制度対象資金】	・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うものが必要とする資金	280,000		すべて保証付き 0.34~1.60	運転 5 (1年) 設備 7 (1年) (保証付き既借入金の借り換えの場合は10 (1年))		必要に応じて徴求	・経営力強化保証制度対象資金 ・責任共有制度の対象外となる保証協会の保証付きの既借入金を借り換える場合（既借入金の範囲内）に限るは、責任共有制度の対象除外
⑳ 事業再生支援資金 【責任共有制度対象資金】	・認定支援機関（中小企業再生支援協議会及び産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等が必要とする資金	280,000 (組合等は480,000)	取扱金融機関所定の利率	すべて保証付き 0.65 (責任共有対象外0.85) すべて保証付き 0.80* (責任共有対象外1.0*) 経営者保証免除対応の場合、それぞれ+0.20%	15 (1年) 15 (5年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求	・事業再生計画実施関連保証制度対象資金 ・事業再生計画実施関連保証（感応対型）制度対象資金 ※保証料率は責任共有対象・対象外、経営者保証免除対応いずれも事業者実質負担0.05%	